

入会金、年会費及び会員謝金についての規程

(入会金)

入会金は正会員、準会員、賛助会員とも0円とする。

(会費)

(1) 会員は次の会費(年額)を納入しなければならない。

1 会費は年払いとする。毎事業年度の初月(4月)から6ヶ月以内に当法人が指定する銀行口座へ振り込みにて納付する。

2 会費は次のとおりとする。

正会員 個人：5,000円
団体：10,000円

準会員 個人：2,000円

賛助会員 個人：1,000円(1口以上)

団体：1口5,000円(1口以上)

3 事業年度の中で退会した会員の会費は返還しないものとする。

4 定款第9条の規程により、継続して2年以上会費を滞納したときは、当法人の会員の資格を喪失する。

(会員の謝金)

(2) 正会員、準会員の活動に伴う謝金について

1. 相談講師手当 500円

2. 講座講師手当 500円

メンテナンス手当 500円

交通費補助はつけない

附則

この規程は、2020年5月29日から施行する。